

## 外国人住民に係る住民基本台帳への移行について

市町村の行政の合理化及び外国人住民の利便性の向上を図るため、外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えます。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律 H21.7.15公布 H24.7頃施行予定)

### 改正のポイント

#### 1. 市町村における行政の合理化が図られます。

市町村は、外国人住民に係る台帳を新たに整備し、外国人住民からの転出、転入の届出等により、正確な情報を把握できるようになります。市町村は、この台帳を基にして、外国人住民に対する各種行政サービスを提供できるようになるため、市町村における行政の合理化が図られます。

#### 2. 外国人住民の方にとって利便性が向上します。

- ・法務大臣と市町村長との情報のやりとりにより、外国人住民の方が法務省(地方入国管理局)と市町村にそれぞれ届出するといった負担は軽減されるようになります。
- ・住民基本台帳は住民に関する事務処理の基礎となるものであり、転入届などにより、国民健康保険など、各種行政サービスの届出との一本化が図られ手続きが簡素化されます。

# 外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）

## 現行制度

## 新制度

在留管理

### 【入管法】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可 (在留資格、在留期間)
- ・不法滞在者の取締り

### 【入管特例法】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位 (永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)(※)

(※) 法定受託事務

### 【外登法】(市町村の法定受託事務)

- ・登録の申請(新規・変更)
- ・外国人登録証明書の交付
- ・外国人登録原票の作成・管理

### 【新入管制度】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可(在留資格、在留期間)
- ・在留情報の届出(新規・変更)
- ・在留カードの交付
- ・不法滞在者の取締り
- ・住居地の届出(経由事務)
- ・住居地情報の在留カードへの反映(※)

### 【新入管特例制度】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)
- ・特別永住者証明書の交付(経由事務)(※)
- ・住居地の届出(経由事務)

### 【外登法は新入管制度に集約】

各種行政サービスに活用するための外国人の情報を市町村が把握できなくなる

在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握

住民行政

(市町村の自治事務)

外登法により登録されている情報を市町村が各種行政サービスに活用

事実上、市町村の各種行政サービスに活用

### 【住民基本台帳制度(外国人住民)】(市町村の自治事務)

- ・外国人住民に係る住民票の編成、記録の適正な管理
- ・外国人住民に係る住民票への記載のための届出
- ・各種行政サービスへの活用(手続のワンストップ化)

基礎的行政サービスを提供する基盤の確立

# 住民票イメージ（日本人の場合）

(注)住民票の様式は法定  
されており、あくまで  
イメージである。

## 住 民 票

氏 名	総務 一郎	生年月日	昭和18年 2月 1日	性別	男 女	住民票コード	135.....246
住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション101号					住民となった 年月日	平成21年 4月 1日
前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入						平成21年 4月 3日 届出
世帯主の 氏 名	総務 一郎	世帯主との 続 柄	本人				
本 籍	東京都港区六本木1丁目2番地3号					筆頭者	総務 太郎
備 考							

塗りつぶし  
→外国人住民には適用  
されない記載事項

### 選挙人名簿

登録	<input checked="" type="radio"/>
----	----------------------------------

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
退職被保険者又 は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

記号	番号	
資格得喪・種別変更		
年 月 日	得・種変・喪	1・任
年 月 日	得・種変・喪	1・任

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

# 外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

## 住 民 票

① 氏 名	② KIM EUNHEE		生年月日	③ 1960年 7月 8日	性別	男 女	住民票コード	123.....456
④ 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号				⑤ 外国人住民 となった年月日	平成21年 4月 1日		
⑥ 前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入						平成21年 4月 3日 届出	
世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	国 籍 等	韓国	塗りつぶし →外国人住民特有の 記載事項		
第30条の45 に規定する 区分	<input checked="" type="checkbox"/>	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 経過滞在者(出生	仮滞在許可者 国籍喪失)	在留資格	日本人の配偶者等	在留カード等 の番号	.....	
	<input type="checkbox"/>			在留期間等	3年	在留期間等の 満了の日	2012年 3月29日	
備 考	<p>○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示</p> <p>○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報（基礎証明事項）を開示</p> <p>※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項(世帯情報や国籍等)についても記載して交付することが可能。</p>							

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

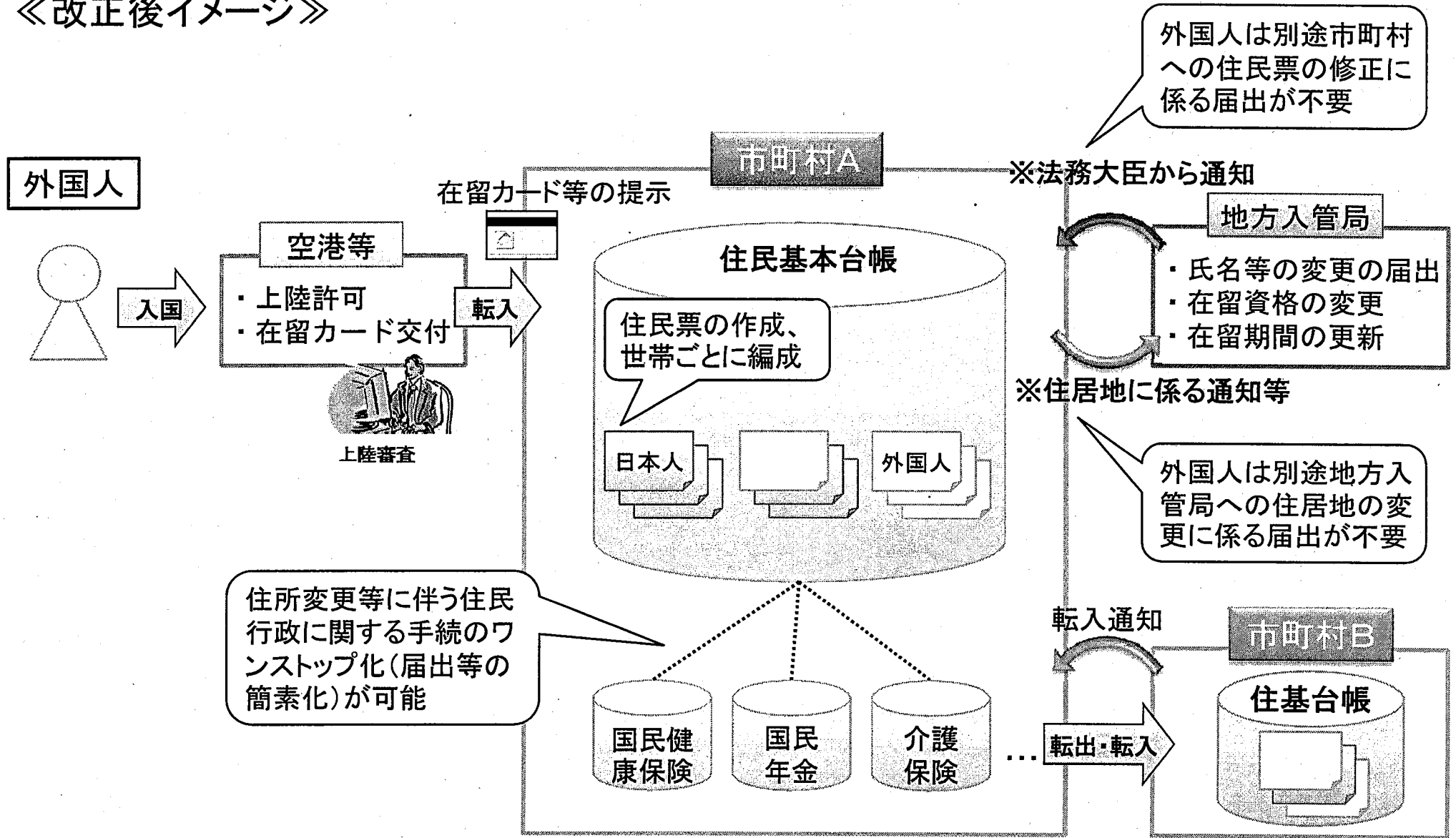
記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
平成21年 4月 1日	(得)・種変・喪
年 月 日	(1)・任
	得・種変・喪
	1・任

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

# 外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《改正後イメージ》





# 改正住基法の施行(H24.7頃)に向けた主な課題

## 課題1 全国統一の運用開始

・改正住基法施行時に全国すべての市町村の職員が制度を理解し、適切に運用を開始しなければならないこと。

## 課題3 大規模なシステム改修

・市町村の既存住基システムと他のシステムとの連携のため、大規模な改修が必要となること。

連携①市町村内部の国保等の関連システム  
連携②住基ネットワークシステム(全国)  
連携③法務省の出入国管理システム

## 課題2 異なる制度の一元化

・現行の外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳制度に外国人住民が加えられることとなり、異なる制度を一元化して1つの制度として運用しなければならないこと。

## 課題4 外国人への周知

・外国人に対し制度改正について施行日までに適切に周知しなければならないこと。

